

～大磯町営駅前自転車駐車場のご案内～

■所在地 大磯町大磯 904 番地 6

■収容可能台数

階層	区分
屋上・2階	自転車 1,048 台
1階・地下1階	原動機付自転車 302 台、普通自動二輪車 (125cc 以下) 35 台、管理人室

※車幅 70cm 以上入場不可

■利用方法 定期利用（月極め）・一時利用（日極め）

■受付時間（管理人駐在時間） 午前 6 時～午後 10 時

■利用時間 機械式ゲートシステムにより 24 時間入出庫が可能

■位置図



【駐車料金】

区分	駐車料	
	定期利用 (月額)	一時利用 (1回24時間)
自転車	1,580円	120円
原動機付自転車 (50cc以下)	2,630円	230円
普通自動二輪車 (125cc以下)	3,680円	330円

※定期利用の駐車料は、利用する月の前月末日までに場内の定期更新機（午前 8 時から午後 9 時 30 分まで利用可能）による現金での支払いになります。期限までに支払いがない場合、契約解除となり入場できなくなります。再度、定期利用をする場合は、事前手続きが必要となりますのでご注意ください。

※一時利用の駐車料は、出口精算機で、現金又は交通系 IC カードのチャージ金額による支払いになります。

【定期利用の事前手続き】

- ① 定期利用の申し込みは、利用を希望する月の前月 15 日（予定）までに申請書を自転車駐車場管理人室又は大磯町役場町民課町民協働係へ提出し、後日、町から承認書の交付を受けてください。

②利用を希望する月の前月 20 日から末日までの期間内に、交付された承認書とお持ちの交通系 IC カードを準備し、管理人室で、認証登録手続きを行ってください。

※認証登録手続き時間は、午前 8 時から午後 9 時 30 分までです。

③利用を希望する月の前月末日までに、駐車料金を定期更新機により現金で支払うと、ステッカーが交付されますので、自転車等の見やすいところに貼り付けてください。

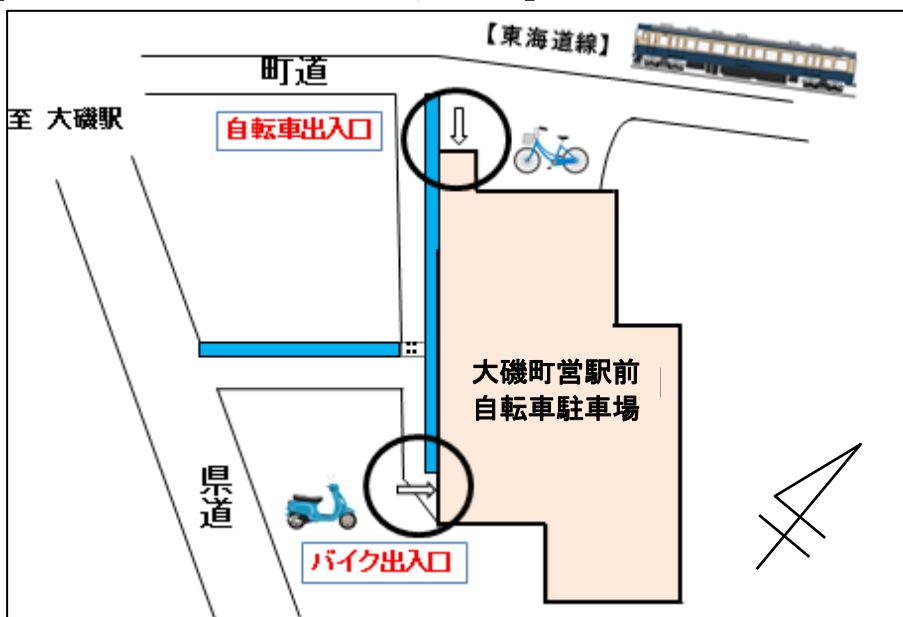
<ご注意>

- ・上記の手続き期間を過ぎてしまった場合は、解約扱いとなり、翌月からの定期利用はできなくなりますので、ご注意ください。
- ・承認書を交付後、利用しなくなった場合は、取消の手続きを行ってください。
- ・承認書、ステッカー及び登録したカードを破損又は紛失した場合は、再発行及び再登録の手続きを管理人室で行ってください。

### 【利用上の注意事項】

- ・当自転車駐車場は、機械式ゲートシステムを採用しています。
- ・場内の通路では、自転車は降りて進み、バイクは徐行してください。また、入出場においても事故がないよう十分に注意し、指定された区分ごとの駐車範囲に、秩序よく自転車等を駐車してください。（定期利用の駐車位置番号の指定は、ございません。）
- ・天災、火災、盗難、衝突等による損害に対して、町は一切の責任を負いません。
- ・盗難防止のため、必ず施錠を行ってください。
- ・場内は、きれいに使用してください。また、火気の使用（タバコを含む。）は、禁止します。
- ・施設を破損、滅失した場合は、その損害を賠償していただきます。
- ・その他、自転車駐車場管理人の指示に従ってご利用ください。

### 【自転車とバイクの入出場方法】



#### ■定期利用の方

自転車・バイクの出入口の機械式ゲートで登録済みの IC カードを認証させてゲートを開閉し、入出場します。

#### ■一時利用の方

入口で、駐車券の発行ボタンを押して駐車券を取り、ゲートを開いて入場し、出口で駐車券を精算機に読み取らせ料金を支払うとゲートが開き、出場します。

■お問い合わせ先■ 大磯町営駅前自転車駐車場 管理人室 Tel 0463-61-6960

大磯町役場町民課町民協働係 Tel 0463-61-4100 (内線 237、267)